

子ども・子育て支援新制度において、市で定める基準（案）について

1 [特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準]

○子ども・子育て支援法により、市町村は条例で特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の運営に関する基準を定めることとされている。新制度において、今後、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者が、市町村の確認を受けて給付を受けようとするときは、市の条例で定める運営に関する基準等を満たす必要がある。

〈抜粋〉子ども・子育て支援法

・第34条第2項

「特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。」

・第34条第3項

「市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。」

・第46条第1項

特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

・第46条第2項

特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

・第46条第3項

市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で

定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

○市の条例において、内閣府令で定める基準に従い若しくは参酌し定める内容（見出し抜粋）は、概ね次のとおりである。当市の実情に内閣府令で定める基準と異なる基準とする事情、地域性はないと考えることから、内閣府令の基準（国基準）を用いて当市の基準としていく。なお、下線部分は国基準に従い定める又は一部従い定める内容である。

・（趣旨）、（一般原則）、（利用定員）、（内容及び手続きの説明及び同意）、（利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）、（あっせん、調整及び要請に対する協力）、（受給資格等の確認）、（支給認定の申請に係る援助）、（心身の状況等の把握）、（小学校等との連携）、（教育・保育の提供の記録）、（利用者負担額等の受領）、（施設型給付費等の額に係る通知等）、（特定教育・保育の取扱方針）、（特定教育・保育に関する評価等）、（相談及び援助）、（緊急時等の対応）、（支給認定保護者に関する市町村への通知）、（運営規程）、（勤務体制の確保等）、（定員の遵守）、（掲示）、（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）、（虐待等の禁止）、（懲戒に係る権限の濫用禁止）、（秘密保持等）、（情報の提供等）、（利益供与等の禁止）、（苦情解決）、（地域との連携等）、（事故発生の防止及び発生時の対応）、（会計の区分）、（記録の整備）、（特別利用保育の基準）、（特別利用教育の基準）、（特定教育・保育施設等との連携）、（特定地域型保育の取扱方針）、（特定地域型保育に関する評価等）、（準用）、（特別利用地域型保育の基準）、（特定利用地域型保育の基準）、（その他特例、経過措置）

2 [家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準]

○児童福祉法により、市町村は条例で家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準を定めることとされた。新たに市町村の認可事業として事業類型が設けられたことにより、今後、家庭的保育事業等を行う事業者が、市町村の認可を受けて事業を実施しようとするときは、市の条例で定める基準等を遵守する必要がある。

〈抜粋〉児童福祉法

・第34条の16第1項

「市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発

達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

・第34条の16第2項

「市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。」

〇市の条例において、厚生労働省令で定める基準に従い若しくは参酌し定める内容（見出し抜粋）は、概ね次のとおりである。当市の実情に厚生労働省令で定める基準と異なる基準とする事情、地域性はないと考えることから、厚生労働省令の基準（国基準）を用いて当市の基準としていく。なお、下線部分は国基準に従い定める又は一部従い定める内容である。

・（趣旨）、（最低基準と家庭的保育事業者等）、（一般原則）、（保育所等との連携）、（家庭的保育事業者等と非常災害）、（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）、（家庭的保育事業者等の職員の知識及び技術の向上等）、（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）、（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）、（虐待等の禁止）、（懲戒に係る権限の濫用禁止）、（衛生管理等）、（食事）、（食事の提供の特例）、（利用乳幼児及び職員の健康診断）、（家庭的保育事業所等内部の規程）、（家庭的保育事業所等に備える帳簿）、（秘密保持等）、（苦情への対応）、（設備の基準）、（職員）、（保育時間）、（保育の内容）、（保護者との連絡）、（小規模保育事業の区分）、（準用）、（利用定員）、（居宅訪問型保育事業）、（居宅訪問型保育連携施設）、（利用定員の設定）、（連携施設に関する特例）、（その他、経過措置）